

40481

教科書

4

110

32 - 1913

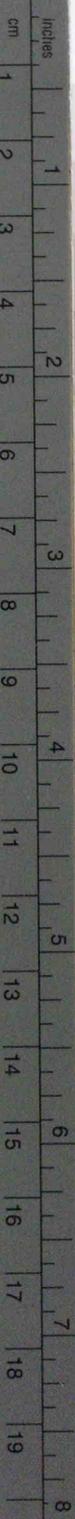
2000015441

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



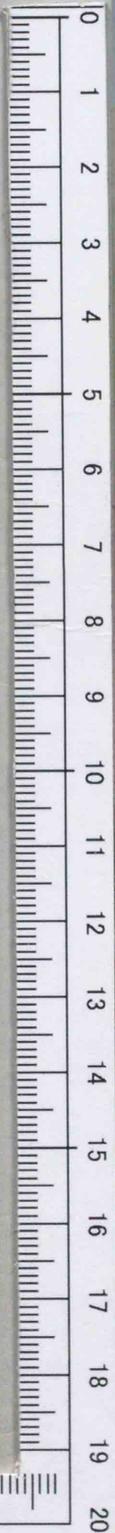
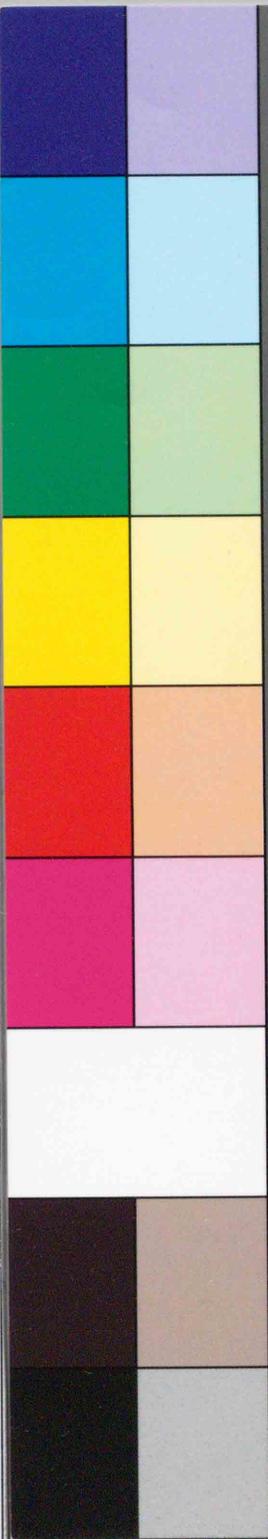
© Kodak, 2007 TM: Kodak



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

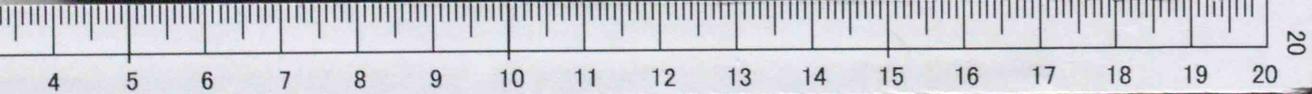


教科書文庫
4
110
32-1913
2000015441

高等小學修身書卷一

兒童用

文部省



資料室

375.9
M014

教科書文庫
4
110
32-1913
2000015441



高等小學修身書 卷一

兒童用

文部省

広島大学図書

2000015441



廣大本書

古語

目録

第一課	大日本帝國	一	第十四課	職業	三十七
第二課	大日本帝國(續)	三	第十五課	勤勉	三十九
第三課	忠君愛國	六	第十六課	自立自營	四十二
第四課	家	八	第十七課	反省	四十五
第五課	孝行	十一	第十八課	質素	四十九
第六課	孝行(續)	十三	第十九課	禮儀	五十二
第七課	親類	十七	第二十課	公正	五十四
第八課	敬老	十九	第二十一課	寬容	五十七
第九課	至誠	二十二	第二十二課	同情	五十九
第十課	正直	二十五	第二十三課	共同	六十三
第十一課	勇氣	二十九	第二十四課	修養	六十五
第十二課	勉學	三十二	第二十五課	戊申詔書	六十八
第十三課	身體	三十四	第二十六課	忠良なる臣民	七十一



教育ニ關スル勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹
ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心
ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精
華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝
ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ
博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ
德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ
重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天
壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良
ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰ス
ルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ
俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外
ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其德
ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

戊申詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此
相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益國交ヲ修メ
友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期
ス顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセム
トスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日尙淺ク庶政
益更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉
産ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就
キ荒怠相誠メ自彊息マサルヘシ
抑我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成
跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠
ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局
ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇
猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威徳ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣
民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名 御璽

明治四十一年十月十三日

内閣總理大臣副署



高等小學修身書卷一

兒童用

第一課 大日本帝國

我が大日本帝國は萬世一系の天皇の統治し給ふ所に
して、世界無比の國體を有す。御代代の天皇聖明にして
臣民を愛撫し給ひ、臣民また世世忠孝を勵みて皇室に
事へまつり、以て千古の美風をなせり。我等大日本帝國
臣民たる者は、我が帝國が如何にして起り、又今日如何
なる國運に向へるかを知らざるべからず。

昔瓊瓊杵尊天照大神の勅を受けて此の地に降り給ふ
や、天壤無窮の皇運茲に啓け、我が帝國の基礎茲に定め

り。其の御曾孫神武天皇天業を恢弘せんとて御東征あらせられ、大和の橿原宮にて始めて御即位の禮を行はせ給へり。

かくて御歴代の天皇は常に大御心を文武の政に用ひて、或は農桑を勸め、或は工藝を興し、或は制度を定め、或は文教を盛にし給ひ、又力を盡して國威を四方に布き給へり。

特に明治天皇の御治世に及びては、夙に維新の大業を成し、五箇條の國是を定め、藩を廢し縣を置き、萬國との交通を盛にし、立憲の政治を創め給ひ、又教育を盛にして智徳を進め、兵制を革めて軍備を整へ、其の他庶政を

幸福

更張して福祉を増進し給ひしかば、文物燦然として起り國運前古未曾有の發展をなせり。帝國の版圖の如きは御治世の初には約二萬五千方里なりしも、四十餘年にして四萬三千餘方里に増大し、人口も倍加して六千八百萬を算ふるに至れり。

今や今上天皇陛下は先帝の御遺業を繼ぎて日夕治を圖り給ひ、皇運益隆に國威益揚る。我等の生れて此の盛時に遭へるは何等の幸福ぞや。

第二課 大日本帝國(續)

大日本帝國を統治し給ふ天皇の御位を皇位といふ。皇位は天祖の神勅にいはゆる寶祚にして、天孫降臨以來

皇位

皇位
皇位
皇位

御子孫相繼ぎて此の御位に居り、我が國を統治し給ふなり。而して皇位の繼承につきて皇室典範第一條に「大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス」と定められたり。

御歴代天皇の皇位を繼承し給ふや、皇祖皇宗の御遺訓を奉じ給ひ、身を正しうし道を行ひ、厚く臣民を愛撫し給へり。醍醐天皇が寒夜に御衣をぬぎて人民の疾苦を察し給ひ、龜山上皇が元寇の際御身を以て國難に代らんと祈り給ひ、明治天皇が無告の窮民の醫藥給せずして天壽を全うせざることを憐ませ給ひて施藥救療の資にとて巨額の御内帑金を下し賜ひしが如きは既に

我等の學べる所なり。又御歴代の御製によりても聖徳の程をうかがひ奉るべきなり。

後宇多天皇御製

いとどまた民やすかれといはふかな
わが身世にたつ春のはじめは

後醍醐天皇御製

世をさまり民やすかれといのるこそ
わが身につきぬおもひなりけれ

櫻町天皇御製

身の上は何かおもはん朝を朝な
國安かれといのるこころに

明治天皇御製

賤が住むわらやのさまを見てぞ思ふ

あめかぜあらしき時はいかにと

小山田のさとのけぶりもとしどしに

たちそふ世こそたのしかりけれ

第三課 忠君愛國

今年(大正二年)は紀元二千五百七十三年なり。我が國はかくも悠久なる歴史を有し、我等の祖先は世世忠君愛國の大義を發揮せり。我等も亦祖先の美風を繼承し且之を子孫に傳へざるべからず。

一朝國難の起る場合には、身を棄て家を忘れ、力を盡し

修身 家
職務 勉勵
學問 技藝
研究 鍊磨

て之に當り、以て天皇陛下の大御心を安んじ奉るは忠君愛國の道にして、かの楠木正成、河野通有の事蹟の如きは千古の模範なり。近時に於ても廣瀬武夫の如き、谷村計介の如き景仰すべきもの少からず。又戰場に赴かざる者がよく其の職業に奮勵し、恤兵事業、軍人家族の救護等に力を盡すも、等しく忠君愛國の道なり。平時にありて忠君愛國の道を全うするはよく身を修め家を齊へ、各其の職分を盡すにあり。農工商等の職業に従事する者は其の職業に勉勵して我が國の富強を増さんことに努め、學問技藝にたづさはる者は之を研究鍊磨して我が國の風教を助け文明を進めんことに

夜合夜合
道合道合

世甲の競争
の我知彼

志すべし。

今や列國の競争益はげしく國際の關係日を追ひて複雑なり。此の間に立ちて我が國の富強を進め名譽を全うせんには我を知ると共に彼を知り、我の長ずる所は益之を發達せしめて我の特色を維持し、彼の善き所は之を採りて我の及ばざる所を補ひ、以て國運の發展に資せんことを期すべきなり。忠良なる帝國臣民たらん者は我が國の現況に顧み又將來の趨勢を思ひ、益奮勵して忠君愛國の實を擧ぐべきなり。

第四課 家

我が國は家を以て社會組織の基礎となす。家は祖先の

創めたるものにして其の後繼者たる家長によりて支配せられ永遠に存續すべき團體なり。我等は常に家を重んずるの心掛なかるべからず。家を重んずるは實に我が國古來の美風なり。

家長は即ち戸主にして、戸主に支配せらるるものは家族なり。戸主は家族を愛護し、家族は戸主を尊敬し、相共に心を同じうし力を協せて祖先の志を繼ぎ、其の家の繁榮を圖らざるべからず。

家を重んずる者は常に祖先を崇敬し、祭祀の禮を厚うすべし。祖先の遺せる家風はみだりに變改すべからず。祖先より傳はりたる家産は之を保存するのみならず、

正當なる道によりて之を増殖せんことに努むべし。家を重んずる者は必ずよく其の身を修めざるべからず。よく身を修むるときは獨り一身の譽を得るのみならず、延いて其の家の名聲を揚ぐべく、敗徳汚行は祖先を辱め不名譽を家に及すべし。

我等は我等の祖先の子孫にして我等の子孫の祖先なり。されば我等は祖先に對する務を有すると同時に、子孫に對する務をも有す。我等が身を修め行を正しうして家名を揚ぐるは、祖先に對する務を全うするのみならず、又遠く子孫の爲に圖る所以なり。

菅原道眞十五歳になりて元服しける時、其の母之を祝して

久方の月の桂も折るばかり

家の風をも吹かせてしがな

といふ歌を詠じ、道眞の學問に上達し立身出世して家の榮を致さんことをこひねがへり。亦以て古より家を重んずることの厚かりしを知るべきなり。

第五課 孝行

家において最も大切なるは親子の關係なり。孝は親に事ふる道にして孝道を全うするは家を重んずる所以なり。而して子として父母を愛敬するは自然の至情なれば、孝は人情の自然に基づくものと謂ふべし。

愛護の恩

哺育

父母の恩は山よりも高く海よりも深し。父母我を生み、我を哺育し、我を教養し、其の心身を勞する幾許なるかを知らず。我等は其の高恩に對して自ら感謝の情なき能はざるべし。

親恩の道

親ヲ安んずる

の行ヲ慎ム

親ノ身ト成ル

親ノ心ヲ

樂シム

親を安んずるは孝の大いなるものなり。親を安んぜんとならば常に行を慎み身體を大切にすべし。不正不義の行をなして世人の指彈を受け、攝生の道を守らずして病弱の身となるは、いづれも孝道に背くものなり。又子たる者は常に父母の心を樂しましめんことに努め、且從順に其の命を奉ずべし。親しきに狎れて敬意を缺き、わがままにして其の命を用ひざる如きことある

心見聞

親ノ命ヲ

奉ル

家ノ繁榮ヲ

謀ル

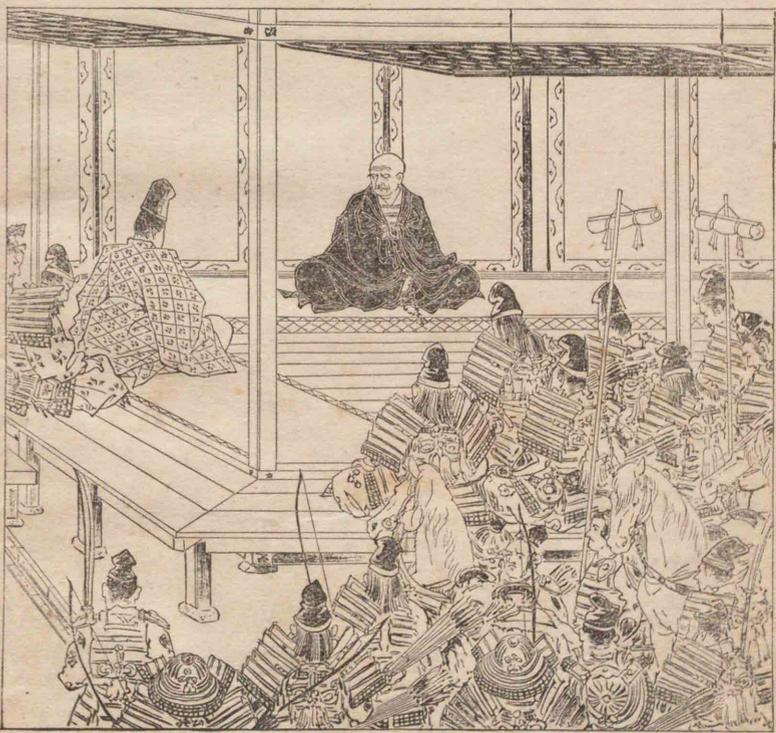
べからず。祖父母に事ふるにも父母に事ふると同じ心得を以てすべし。成長して家業に従事するに至らばよく其の業に勵みて家の繁榮を圖るべし。

萬一父母の言行の道理に合はざることあるときは顔を和らげ言を穩かにして之を諫め、父母をして惡に陥ることなからしむべし。これ亦孝子たるの道にして平重盛のごときはよく其の道を盡したるものと謂ふべし。

第六課 孝行續

重盛の父太政大臣平清盛は入道して靜海といひしが、威權を擅にして專横の振舞多かりき。或時後白河法皇

を怨み奉ることありて、法皇を幽し奉らんとし、多くの兵士を召集めたり。重盛聞きて大いに驚き、急ぎて父の館に至りしに、一族の者ども悉く甲冑を着け馬に鞍置きなどして今にも打出でんとする様なり。弟宗盛重盛の袖を引きて「かかる大事に臨みて何とて甲冑を



召されざるぞ」といふ。重盛顧みて「我は近衛大將なり。君に寇する敵もあらざるにみだりに甲冑を着くべきにあらず」と云ひて奥に入れり。清盛望み見て急に鎧の上に墨染の法衣をまとひて出て來り、頻りに襟を合せしに襟ほころびて鎧の金物きらめきて見えたり。重盛はらはらと涙を落し「人の受くる恩の中に君の御恩を最も重しとす。我が家累代君の御恩を蒙ること深く、殊に父上は位人臣を極め給ひ、重盛すら大臣大將を辱うし剩へ一門の所領天下の半に及べり。今此の莫大の御恩を忘れて君を傾け奉らんと謀り給ふことやあるべき。天罰必ず報い來て我が家忽ち亡びぬべし。抑人臣の道

は家事を以て王事を辭せず王事を以て家事を辭すところを申すなれ。重盛近衛大將として君の御衛りたる上は所詮御供仕るべからず、速かに院中に走せ參じ部下の死士と共に法皇を守護し奉るべし。さきに保元の亂に源義朝が父の爲義を害したるは、勅命の畏きによるとはいへ、無道のふるまひかなと口惜しく存じ居たるに、かかる淺ましき事の今日は重盛の身に出て來るよと思へば心苦しきこと限なし。重盛君の御爲には誓つて不忠の臣とならじ、されど父に敵對せんことさすがに忍び難し。若し必ず此の御企を遂げんとおぼさば、願はくは先づ重盛の首をはねられて後になさせ給へ」と

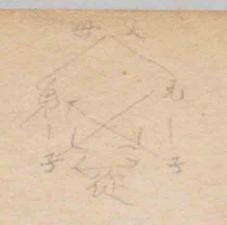
言ひて且泣き且諫めしかば、清盛も悟る所ありて遂に其の企をやめたり。是に於て重盛は忠と孝とを全うすることを得て美名を後世に遺せり。

第七課 親類

伯叔父母、從兄弟姉妹等は我等の親類にて親密なる關係を有する人人なれば相和し相助けて互に其の幸福と繁榮とを圖るべきなり。

親類は常に好意を以て交り、吉事あるときは相慶し、凶事あるときは相弔し、重大なる事に關しては互に其の意見を問ひ力を協せて之に當るべし。又祖先の祭祀を行ふに當りて親類相集るは我が國の美風なり。親類の

親類同の文
の慶弔
又(2)人
除(1)祭
中(1)言



中には富めるもあるべく貧しきもあるべし。貧しき者なりとて疎遠にすべからず、富める者なりとてみだりに依頼すべからず。

親類は相共に其の名譽を重んぜざるべからず。親類の中一人たりとも汚名を受くるものあらば親類一同の名譽を傷つけ一家一門の恥辱を招くべし。されば我等は自己の名譽を重んずるのみならず、親類の名譽を重んじ、家門の名譽を傷つけざるやう戒むべきなり。

親類間の禮儀は親しきに狎れて兎角おろそかになり易きものなり。されど禮儀をおろそかにするは不和を招くの基となるものなれば、常に長幼の順序を正しく

し、尊卑の關係を辨へ、禮を以て交り親類の和熟を永遠に保持するやう努むべし。

第八課 敬老

賴杏坪は安藝の人にして山陽の叔父なり。初め儒者として廣島藩に用ひられ、學事に力を盡せしが、五十六歳より出でて地方の民政に従事せり。當時備後の北部諸郡は藩廳を距ること遠く、又郡吏其の人を得ずして田畝荒廢し、人心動搖して一揆強訴等絶ゆることなかりき。杏坪の始めて郡部に到るや、風を移し俗を易へんには先づ老を敬ふことを教ふるに如かずとなし、農事の暇ある時をえらび、惠蘇郡山王社にいたり、令を發して



七十歳以上の父老を集めたり。かくて來り集れる者百二十七人に及びしが、庄屋・組頭等をはじめ村村の若者は或は小屋掛をなし筵を敷き、或は肴さかなを運び酒を煖あたため、又座間に周旋して老人等に給仕せり。老人等は大いに喜びて酣飲談笑し、兒孫に扶たすけられて歸り去れり。これより後も杏坪

は諸方に到りてかかる會を催せしに、敬老の風行はれ民心敦厚に赴きたり。

一年長ずる者は一年の多き經驗けいけんあり。まして高齢の人は世上幾多の經驗を積來れる人なれば之を尊敬せざるべからず。少壯の者は元氣に満ちて敢爲の力に富めども、世上の經驗乏しくしてややもすれば舉動の輕率に陥る虞なしとせず。老人は世故せこに長け人情に通じて事を謀るに遺算なきものなれば、少壯の者は常に老人の訓を請ひ其の意見を敬重せざるべからず。且人己の父母・祖父母の尊きことを知らば、其の心を移して他人の父母・祖父母をも尊び、道を行くにも歩を譲り、汽車・電

敬老、理由
經驗、積り、
この心を他、
せ故、長
人情、通
老人は考
ふ、深い

車等に乗るにも席を譲りて親切にいたはりたすくべし。

格言 吾ガ老ヲ老トシテ以テ人ノ老ニ及ス。

第九課 至誠

明治十五年軍人に賜ひし勅諭に「心誠ならされは如何なる嘉言も善行も皆うはへの裝飾にて、何の用にかは立つへき。心たに誠あれば、何事も成るものそかし」と宣へり。至誠は己を修むる上にも他人と交る上にも極めて大切なる徳にして萬善の基なり。

二宮尊徳三十六歳の時小田原藩主の命をうけ、其の分家宇津家に屬する下野櫻町の采邑興復の事に當れり。

此の地の民は遊惰放逸にして農事に勤めず田畝多くは荒廢せり。尊徳櫻町に至り日日領内を巡りて人民の勤惰を察し土地の肥瘠を考へ大風暴雨にも盛暑極寒にも嘗て之を怠りたることなし。かくて農業を奨勵し、荒蕪を開拓せしめんとせしに、奸人等愚民を煽動し百方を事を構へて之を妨げたり。されど尊徳は敢へて刑罰を用ひず、道を諭し善を勧め、七年の久しき努めて已まざりき。然るに小田原より出張せる吏兩三輩尊徳の爲す所を喜ばず、上書して之を藩主に讒訴す。藩主尊徳を召して事情を糺せしが、其の誠意を知るに及びて深く積年の勞を慰めたり。尊徳熟思ふやう、外、奸人の我が事

業を妨げ内事を共にする者の我を信ぜざるはこれ一に我が誠の足らざるが爲なりとて齋戒して神に祈り、益誠を盡して事に當りしかば民心漸く一變して樸實の風に化し、荒地の開拓數百町に及べり。領内の農夫に岸右衛門といふものあり、少しく富める身なりしが、性吝にして奸智に長け、初の程は尊徳をあざけりそしり、村民をして其の徳に歸せざらしむるやう務めしかど、數年の後大いに自ら悔悟し、家財を賣りて百餘兩を得、これを以て窮民救恤の資に供するに至れり。尊徳の如きは至誠よく人を動かしたる者と謂ふべし。

格言 至誠ニシテ動カザル者ハ未ダコレ有ラザ

ルナリ。

第十課 正直

或時尊徳多くの役夫を雇ひて領内物井村の荒地を開きたり。役夫の中一人常によく働くが如く装へる者あり。尊徳屢其の者の傍に至りて之を見たりしが、其の偽なるを知り、聲を勵ましていへるやう、汝吾を欺かんとするか。吾此處にあれば力を極めて働けども、吾去らば定めて怠るなるべし。人の力には限あるものなれば、終日かくも力を極めて働かんには、一日にして斃れんと疑なし。といひしに、彼の者大いに驚き地に伏して罪を謝したり。

又一人年六十歳ばかりなる老人ありしが、日日此處に來りて木の根を掘り、終日休むことなかりき。或人少しく休みては如何に。と云へば、我年老い力衰へたり。もし年若き人と同じく休まば人並の用を爲すこと能はざるべし。とて寸時も歇やすの手を休めず。開墾かいげんの事終りたる後尊徳はかの



役夫を呼來らしめ、汝衆人にすぐれてよく働きたれば賞金として取らするなり。とて金十五兩を與ふ。老人大いに驚き、我年老いて力他の役夫に及ばざるを、等しく賃銀を賜へるだに分に過ぎたるに、何とてかかる大金の賞を受くべきや。とて之を戻もどさんとす。尊徳之を諭して、汝辭することなかれ。我日日人人の働くさまを見るに、いづれもおこし易き地を選びて己が開きし田の多きを示さんとす。然るに汝は他人の嫌きらへる木の根を掘り、力を盡して終日怠らず。爲に其の功顯れざるに似たれども、他の者にくらべて其の勞倍せり。我いかでか他人と同視することを得ん。且汝は家貧なるが爲に遠

身も二過

く此處に來りて勞働せる程なるに、目前の賞金をも道
にあらずとて辭せんとする心の美しさは他人の及ぶ
所にあらず。此の金は、天、汝の正直なるを憐みて下し賜
へるものと思ひて持歸れ。と云ひしに、老人は涙を流し
て之を受け、喜び勇みて故郷に歸れり。
人は正直ならざるべからず。正直なる人は俯仰天地に
對して恥づることなく心廣く體ゆたかなり。かの己が
才能を表さんとして事實を飾りて言ひ、目前の利益に迷
ひて心にもなき行をなすが如きは賤しむべき事なり。
其の他粗惡なる商品を詐り賣り、土地不案内なる人を
欺きて暴利を貪る等は極めて不正直なる行なり。

第十一課 勇氣

人は如何なる業を執り如何なる事に當るにも勇氣を
かるべからず。明治十五年軍人に下し賜ひし勅諭に、軍
人は武勇を尙ふへし。夫武勇は我國にては古よりいと
も貴へる所なれば、我國の臣民たらんもの武勇なくて
は叶ふまし。況して軍人は戰に臨み敵に當るの職なれ
は、片時も武勇を忘れてよかるへきか。さはあれ、武勇に
は大勇あり小勇ありて同からず。血氣にはやり粗暴の
振舞なとせんは武勇とは謂ひ難し。軍人たらむものは
常に能く義理を辨へ、能く膽力を練り、思慮を殫して事
を謀るへし。小敵たりとも侮らす、大敵たりとも懼れず、

己か武職を盡さむこそ誠の大勇にはあれ。されは武勇を尙ふものは常々人に接るには溫和を第一とし、諸人の愛敬を得むと心掛けよ。由なき勇を好みて猛威を振ひたらは、果は世人も忌嫌ひて豺狼などの如く思ひなむ。心すへきことにこそと宣へり。此の勅諭は固より軍人に賜ひしものなれども、一般の臣民も亦之を奉體して常に武勇を尙ふべきなり。日清日露の大戦役に於て父兄等が子弟の出征を送るに際し、一家の事を憂へずして偏に君國の爲に力を盡すべしと激勵せしが如きは、尙武の精神を發揮したるものと謂ふべし。勇氣は獨り戦時にありて大切なるのみならず、平時に

ありても亦缺くべからざる徳なり。誘惑を退け私欲に克つは克己なり。辛苦に堪へ艱難を凌ぐは忍耐なり。而して是等はいづれも勇氣に屬するものなり。又常に進取の志を失はずして身を立て家を興し國家社會に盡すが如きは必ず勇氣に因らざるべからず。凡そ何事を爲すにも、先づ志を立てて毅然として其の事に當り、順序を追ひて着着其の歩を進むべし。決して短氣に功を急ぐべからず。途中には幾多の峻坂激流あるべし。されど之を跋涉せずして如何んぞ其の志す所に達することを得ん。圖らざる障碍に遭ひて失敗することありとも、これまた成功に必要なる經驗なりと思

ひ、更に勇氣を鼓舞して前進すべし。此の如くして進んで止まざればいつしか成功を見るなるべし。

格言 義ハ勇ニ因リテ行ハレ、勇ハ義ニ因リテ長ズ。

第十二課 勉學

身を立て家を興し世を益せんとする者は學を修めざるべからず。無學の人を見よ、多くは貧困にして憐れなる生活を送るにあらずや。立身せる人を見よ、多くは學を修めたる人にあらずや。時勢の進歩は知識の必要を加へ、知識によらば何事も成功し得ざるべし。西哲の語に曰く、知識は力なり。と。

世には種種の事業ありて之に應ずる知識の種類も亦多し。一人の力を以てあらゆる學問を修め凡百の知識を得んことは望むべからず。されば人人己が従事せんとする事業に必要な知識を得んことに心掛くべし。例へば農業家とならんとする人は農業上の知識を求め、商工業家とならんとする人は商工業上の知識を求め、むべきが如し。又既に一定の職業に従事せる者はよく己が知識を應用して其の改良進歩を圖るべし。而して修身の訓は職業の如何に拘らず最も大切なるものなれば何人も之を忽にすべからず。學を修めんとするには勉強せざるべからず。少年の時は氣力旺にして記憶強ければ勉學に最も適當なる時

なり。少年の時に怠りて學ばずば成人の後悔ゆとも及ばざるべし。又才あるを恃みて勉強せざるものは決して大成する人にあらず。頼山陽が「我を才子といふは未だ我を悉さざるものなり。我を能く刻苦すといふ者は眞に我を知れるなり」といひしを見て察すべし。勉學は學校に在る時のみの事なりと思ふべからず。學校を卒業せる後も有益なる書物・雜誌等を讀みて自己の修養に資し、時勢の進歩に後れざらんことを期すべし。

格言 業ハ勤ムルニ精シク嬉シムニ荒ム。

第十三課 身體

我等は勉學して心の修養を圖ると共に身體を健康ならしめざるべからず。身體健康なるにあらざれば身を立て家を興し進んで世を益し國に盡すことを得ず。國民の健康は實に國家繁榮の基なり。健康なる精神は健康なる身體に宿る、身體健康ならざれば其の心も亦健康ならざるを常とす。身體の健康なると否とは人の天稟てんぴんによること少からず。されど健康ならざる人も攝生に注意し身體を鍛鍊たんれんせば健康を進めて強壯の人となるを得べく、強壯なる人も攝生に注意せず身體を鍛鍊せずば健康を害して虛弱きじやくの人となるべし。かの貝原益軒・伴信友の如きは平生意を身體の

健康に用ひて長壽を保ちたる適例なり。

人の身體は飲食物によりて養はるれども、又飲食の爲に害せらるることあれば注意せざるべからず。殊に飲酒の害は啻に一身に止らず延いて子孫に及ぶものなり。喫煙の害また酒に次ぎて大いなり。飲酒・喫煙は心身の未だ十分に發育せざる者に害を及すこと最も大いなれば少年の特に戒むべき所とす。

身體を強壯ならしむるにはよく之を働かしむべし。坐業の者は殊に運動に注意するを要す。運動は空氣新鮮にして日光十分なる所にて行ふを最も宜しとす。

皮膚を強くするには冷水摩擦冷水浴等を行ふを宜し

とす。過度に皮膚を被ふは却つて之を弱くするものなり。又身體は常に清潔に保たざるべからず。身體の不潔は病氣の本となるのみならず、其の人の品位をも傷つくるものなり。

第十四課 職業

人は一定の職業を有せざるべからず、職業には其の種類多けれども皆國の爲世の爲に用をなすものにして、之に従事するは人たるの本分を盡す所以なり。中には農工商は國民の多數が従事する職業にして、其の發達の如何は國家の盛衰に關係すること大いなり。凡そ職業に従事するには責任を重んじ、誠實勤勉なる

源 誠實 勤勉 責任 事 得 職 業 從 事 大 切 ナル コト

信用 結果 熟達 口 家 利 益

を肝要とす、誠實勤勉なる者は其の業に熟達し世人の信用を増進し、又國家を利すること大いなり。此の如くにして我等は眞に忠良なる臣民たることを得べし。父祖傳來の職業ある家に生れ、其の家を繼ぐ者は成るべく家業を繼ぎて之を改めざるを宜しとす。新に職業を選ぶの必要ある者は、己が能力を顧み、父兄先輩に謀るなど、十分に考慮して之を決定すべし。かくて一たび定めたる職業は輕輕しく之を改むることなかれ。

己の職業は之を尊重し又常に楽しんで之に従事すべし。世には己の職業を賤しく思ひて他人の職業を羨むものあれども、これ甚だ不可なり。正當なる職業に従事

職業の要
父祖傳來
己の職業
己の能力
父兄先輩
謀るなど
十分に考慮
決定すべし
かくて一たび
定めたる職業
輕輕しく之を改むることなかれ

する者の世人より貴ばるると否とは、其の執る所の職業の如何によるにあらず、其の人の精神の正しきと否とによるものなり。されば人人己の精神を正しくし専心其の職業に當りて之が進歩を圖るべし。

職業に従事する者は萬事に注意深からんことを要す。萬事に注意深きときは日常見聞することも皆よき經驗となり、其の業の發達を助くべし。古來事業を成しとげたる人は多くは注意深き習慣を有する人なり。

第十五課 勤勉

我等は一家の繁榮を圖ると共に國家の隆昌を圖るべき任務を有す。此の任務を全うせんにはよく其の職業

取らんとす

に勤勉すべく、決して安逸を貪り懶惰に流るべからず。伊勢屋吉兵衛は幼名を吉松といふ。十一歳の時三人連にて近江より江戸に來り、糶商伊勢屋彦四郎の家に着きたり。二人は直ちに草鞋を脱捨て足を洗ひて上りけるに、吉松は草鞋を脱ぎ水にて之をすすぎ垣にかけおきて後、足を洗ひ、さて上り來りて主人に挨拶せり。彦四郎熟其の様を見て末頼もしき若者なりと思ひ居たり。此の家には二十人餘の若者を召使ひけるが、吉松衆に優れてよく働き、朝は早く起出で、遠き所まで行きて糶を賣りあるきしかば、其の利得他の者に倍せり。吉松十八歳の時なりき、或朝他の者より遅く歸り來り、未だ朝

飯も食せざるに、彦四郎は吉松に「水一荷を汲來れ」と命ぜり。吉松乃ち三四丁隔たりたる井戸に行きて水を汲來れり。主人は「ついでに今一荷を汲來れ」と命ず。此の時の若者は皆皆先に歸り朝飯をも済ましむたれば、吉松心に怪しく思ひしかど、再び行きて汲來れり。主人「更に今一荷を」と命ず。吉松今は腹減り足疲れたれど、奉公の身の上なるを思ひ、又水を汲みて歸り來れり。彦四郎之を見て大いに喜び、下女に命じ其の足を洗はせて己の前に呼寄せ、新しき衣服を取出して着かへしめたる後、嘸飢疲れつらん。我も朝飯をひかへて汝を待居たり。とて鯛の焼物などの料理を與へたり。かくて彦四郎は

若者一同を呼集め、今日より吉松は吉兵衛と改名せしめ、糶方の番頭を申し付くるなり。之を不足に思ふ者は暇を取りて去るべし。と申し渡せり。

後彦四郎死するに臨み、吉兵衛が日頃の勤勉に報いんとて大いなる家屋敷と資金・商品とを吉兵衛に與へたり。これより吉兵衛は呉服業を營みしが、家業益繁昌し、後に其の家より出でて伊勢屋を名のるもの五十三軒の多きに及べり。

格言 カセグニ追ヒツク貧乏ナシ。

第十六課 自立自營

人は相當の年齢に達すれば、皆業務を執り自己の勤勞

によりて生活を營むべきものなり。みだりに人に依頼して事を爲さんとするは賤しむべきことなり。如何なる業をなすにも自己の勤勞によりて成しとぐるの決心あるを要す。

自立自營の人とならんとするには、幼少の時より自己の力にて爲し得ることは自ら之を爲すの習慣を養はざるべからず。心身の力は之を用ふるによりて發達し、之を用ひざるによりて減退す。自己の力にて爲し得ることを自ら爲さずして人に依頼するときは、心身の力次第に衰へ、遂には習慣となりて爲し易き事をも成しとげ得ざるに至るべし。之に反して何事にても自己の

力にて爲さんと心掛くるときは、初に難しと思ひし事も容易に成しとげ得るに至るべし。此の故にたとひ富有の家に生れたる者にては心身を働かし勤勉努力して事に當り、常に人手を煩はさずして成しとぐるの習慣を養ふべし。人に依頼せず自己の力によりて事を成しとぐるとき、眞の愉快は生じ眞の名譽は來るものなり。

自立自營は其の人一人に幸福を來すに止まらざるなり。自立自營の人多ければ其の市町村は繁榮し其の國は隆昌となるべし。一身を處するの力なくして如何んぞ市町村の爲に力を盡して地方共同の利益を進め、又

注意
圓 誠
結 心
モウ考
イ

國家の爲に誠を致して忠君愛國の實を擧ぐるを得んや。

自立自營は妄りに他人に依頼せざるることなれども各自孤立することにあらず、又自己の力にて事を成しとぐることなれども自己の利益のみを圖ることにあらざるなり。國家は國民團結の力に須つものなれば人人君國の爲に盡し公共の利益を圖るの心を同じうして團結すべきなり。故に我等は自立自營の精神を養ふと共に國民として團結心の強からんことを期せざるべからず。

第十七課 反省

人は各特殊の性癖を有し、又時に言行に過失あるを免れず。若し之を自然に放任せば、其の性癖は固定し、過失は習慣となり、遂に治すべからざるに至るべし。故に善に進まんと志す者は常に反省して其の性癖の偏せるを矯め、其の過失を再びせざるやう努めざるべからず。昔孔子の弟子に曾子といふ賢人あり、吾日に吾が身を三省すと言へり。又フランクリンは毎夜寝に就くに先だち其の日爲したる行を考査せり。反省によりて自ら修養に努むるは古今賢哲の趣を同じうする所にして、前田綱紀の如きも亦力をここに盡したる人なり。前田綱紀は加賀の藩主にして寛永二十年に生れたる



第十七課 反省

人なり。常に學問に勵み、修養に努め、賢明にして領民を愛せしかば、將軍徳川吉宗も深く歎美して、天下に其の例をしと稱せり。綱紀嘗て其の書齋に名づけて三省といへり。蓋し曾子の語に取りたるなり。又其の座右の本箱には晝考夕省の四字を

銘せり。五十四歳の時より日日の行事を記して之を居室の柱に貼^はり、其の可否を省察して、可なるものには白^{はく}圈^{けん}を附け不可なるものには黒圈を附^つくることとなせり。例へば十月二十七日の條には朝早く起きて又平臥す氣分なほ快活ならず事を見ること後れ勝となりし由を記して、其の上に黒圈を附^つけ、十二月二十九日の條には今日より初めて儉約を行ふべき事を臣下に申し渡し口上手落なかりし由を記して、其の上に白圈を附^つけたり。かく齡^{まゐ}五十を過ぎてなほ反省に努め孜孜^しとして修徳の工夫を怠らざりしはまことに賢明なる人と謂ふべし。

第十八課 質素

綱紀は百萬石を領する大藩主なりしが、日常の生活質素を旨とし五斗味噌の汁を用ひ、鬱^う金^{こん}染^{ぞめ}の木綿を肌着とせし程なり。又老後に用ひし羅^ら紗^{しゃ}の帽子の如きは古き火事羽織を切抜きて製せしめたるものなり。其の書ける物を見るに、一時の草稿は言ふに及ばず、二十餘歳の頃より薨去の數日前まで斷えず筆を執りて編述したる書物の如きも悉く故紙を用ひて其の裏に細書せり。されど綱紀はみだりに財を吝^せみたる人にはあらず。故に自ら節すること至れりと雖も、世の爲に要する費用

は嘗て之が支出を吝みたることなかりき。近侍の者に菓子膳部などを與ふるにも常に注意して粗末なることなからしめ、時に之を取寄せて自ら之を試み、其の粗末なるを見るときは、いかでか、かかる物を人に與ふべき、かくては全く與へざる方勝れり。とて、嚴しく叱責せりといふ。

人は常に質素を旨とし無益の消費を省きて貯蓄をなし、以て有用なる費途に充てんことに心掛けざるべからず。若し此の心掛なきときは、一朝天災に遇ひ疾病に罹るや忽ち糊口こくに窮して救助を他人に仰がざるを得ざるに至るべし。かの廉恥を破り節義を害ひ爲に一生

を誤る者も多くは衣食に窮するの餘に出づるものなり。されば平素其の分に應じて用を節し郵便貯金銀行預金等によりて貯金をなすこと肝要なり。此の如くして人人餘財を蓄ふるときは自ら一國の資本を増大し世上の公益となるものなり。

明治十五年軍人に賜ひし勅諭に、軍人は質素を旨とすへし。凡質素を旨とせされは、文弱に流れ、輕薄に趨おしり、驕奢華靡の風を好み、遂には貪汚たんわに陥りて、志も無下に賤くなり、節操も武勇も其甲斐なく、世人に爪はしきせらるゝ迄に至りぬへし。其身生涯の不幸なりといふも中中愚なり。と宣へり。此の勅諭は軍人に賜ひしものなれ

ども一般の臣民も亦之を奉體すべきなり。

第十九課 禮儀

人にして禮なければ禽獸と擇ぶ所なし。されば我等は常に禮儀を守り、小にしては自己の品位を保ち、大にしては國家の體面を全うせんことに努むべきなり。禮儀はもと恭敬の心を外に表すものなり。内に恭敬の心なくして唯、外面をのみ修飾し、又は内に恭敬の心ありとも禮儀を守らざるはいづれも過てり。禮儀を守るは正に恭敬の心を外に表す所以なると共に社會の秩序を維持するに缺くべからざるものなればなり。婚禮葬儀、家家の祭祀は大切なる禮儀なれば、之に列す

禮儀の所以
小 自己の品位
大 國家の體面
禮儀の意

る者は言語・舉動を慎み、服裝等にも意を用ひ、禮儀の本旨を失はざるやりにすべし。婚禮の席にて不祥なることを言ひ、葬儀に會して談笑するが如きは極めて無禮なれば、必ず之を慎むべし。又祭祀にあたりてはいささかにては、肅敬の意を失はざるやう心掛くべし。人より招待を受け、又は集會に出席することを約束したるときは、其の時刻を誤るべからず。何事につけても時刻は正確に之を守るべきなり。又集會の席上にて人と耳語するが如きも無禮なる舉動なり。其の他多數の人相集る場所にありては、言語・舉動を慎み、又互に譲り合ひて人に迷惑を掛けざるやう心掛くべし。

禮儀は自己に對する者の貴人長者なるか朋友同輩どうはいなるかによりて、それぞれ趣を異にすべきものなり。長上に對して同輩に對する禮を用ふるが如きは禮に背くの甚だしきものなり。禮儀の要は其の人の身分位置等に對して輕重宜しきを得るにあり。

己より身分の卑き者に對しても禮儀を守るの必要なしと思ふべからず。輕重の差別こそあれ、何人に對しても禮儀を守るべきは言ふまでもなく、かりそめにも人を侮蔑おごするが如き舉動あるべからず。

格言 辭讓ノ心ハ禮ノ端。

第二十課 公正

公正の意義

我等は他の人人と合同して生活するものなれば、互に自己の分を守りて他人に害を及すべからず。若し過をなして他人に害を及したるときは速かに其の過を償ふやう心掛くべし。

人には強弱・智愚等の別あり。若し強者にして弱者を苦しめ、智者にして愚者を虐いじめぐるが如きことあらば、人人其の生をやすんぜざるに至るべし。故に國家は法律を設けて社會の秩序を維持し、各人の權利を保護し、人人をして平和の生活を営ましむ。法律は一に公正を旨とするものなり。我等は法律を重んずべきは勿論、法律の設なき場合に於ても、常に公正を守りて互に他の利益

公正の道
法律の守り

を害せざるやうにすべし。
 身體生命は大切なるものなれば之を尊重せざるべからず。これ法律を以て他人の身體生命に危害を與ふる者を重く罰する所以なり。危急の場合には他人の暴行に對して自ら防衛するの已むを得ざることあれども、平常の場合にありては相當の手續を盡し法律の制裁を求むべく、決して私に報復すべからず。
 他人の財産は之を重んずべし。瑣細なるものにてても他人の所有に屬するものは決して之を侵すべからず。又他人より金錢物品を借りたるときは期限に後れずして之を返濟し、借りたる物品は丁寧で使用し、他人より

預りたる物は大切に保管すべし。

自己の名譽を重んずると共に他人の名譽をも重んずべし。人を誹り人を讒し又人の過失を訐くが如きは他人の身體・財産を傷害すると同じく大いなる罪惡なれば、決してかかる行を爲すべからず。

人として公正を守るは極めて大切なる事なり。されど公正を守るのみを以て足れりとせず、更に進みて寛容・同情の徳を養ふやう心掛くべきなり。

第二十一課 寛容

人は己を持すること嚴にして人を待つこと寛なるべし。他人の自己に對する言行、意に満たざることありと

寛容

ユルヤカ
ナラト

てみだりに怒るべからず。一朝の怒に乗じて人と争ふときは後に悔ゆること多し。古人の語に「堪忍は無事長久の基、怒は敵と思へ」とあるは洵に故あるなり。人人其の稟性を異にすること猶其の面の異なるが如く、経験・閱歴も亦相同じからず。されば他人の思想・行動が我と一致せざるにあり。若し其の一致せざるの故を以て事毎に人と衝突するときは遂に孤立せざるを得ざるに至るべく、人人心を寛にして人を容るるときは無益の争を除きて世の平和を保つことを得べし。寛容は獨り一身の爲なるのみならず、又實に社會の幸福を致すの道なり。

心得

心を得る

交際

用は付く

交際

交際

交際

交際

交際

人はいづれも多少の缺點なきこと能はず。其の缺點を見て人を棄つれば到底交るに人なきに至らん。連抱の大木に數尺の朽ちたる所ありとて良工は之を棄てず。我等は他人の長所を認めて之と交り、互に裨益するを宜しとす。朋友其の他親近の間なれば、其の缺點につきて互に忠告するは固より宜しき事なり。言語は動もすれば誤解を招くことあり。されば自ら言語を慎むべきは勿論、他人の言語を誤解せざるやう注意すべし。之を誤解してみだりに怒を發するが如きは恥づべき事なり。

第二十二課 同情

瓜生岩は岩代の人なり。十七歳にして若松なる商家に嫁せしが、三十四歳の時其の夫病死したれば、店を人に譲りて喜多方に移りぬ。間もなく、戊辰の役起り、若松は悲惨なる戦争の巷ちまたとなれり。此の時會津藩士の家族は多く喜多方地方に逃れ來りしが、居るに家なく飢寒に苦しみければ、岩は之を見て憐れなる事に思ひ、附近の人人に説きて是等の人を宿せしめ、自ら資財を投じ、又有志の者と謀りて食物を供給し衣服蒲團の類を調達せり。

岩は又藩士の兒童が父兄を失ひて流離の不幸に遭ひ田野に彷徨はろして日に悪習に染むを見深く之を慨き、何

徳山幕府
朝文
有

とぞして彼等を教育せんと心を定めぬ。乃ち奔走して有志を勧誘し、官の許可を得て新に幼學所を建設し、九歳より十三歳に至る五十人ばかりの兒童を集めて、讀書算を學ばしめたり。

明治五年學制の頒布せられて幼學所は閉鎖せらるるに至りしが、翌年岩は其



の私宅に貧兒養育所を設け、後居を福島に移し二十二年より同地に教育所を開き、力を盡して無告の貧兒を教養せり。二十四年近郡の有志者を勧めて各所に育兒會を興さしめ、又飴槽あめかきを利用して食料品を製し、以て救貧の一助となしたる等善行頗る多かりしかば、其の事畏くも皇后陛下今の皇太后陛下の御聽に達し、忝かたじけなくき御内意を以て御下賜品を拜受するに至れり。二十九年藍綬褒章らんじゆほうしやうを賜ひて其の善行を表彰せられしが、其の翌年六十九歳を以て病歿せり。

人の世にあるや己の職分を盡すと共に、常に他人の苦樂に同情を表し、喜を同じうし憂を分つ所なかるべか

らず。同情は人の心の自然の働にして、吉凶の慶弔は勿論、慈善博愛の如き皆之より發するものなり。

格言 惻隱ノ心ハ仁ノ端。

第二十三課 共同

世の事業には衆人共同の力に須つもの多し。殊に公衆の衛生を保全し、實業の發達を圖り、風俗を改良する等公益を進むることの如きは、人人力を協せて相助くるにあらざれば其の目的を達すること能はざるなり。例へば衛生上に於て僅かに一人の不心得なる者あるが爲に恐るべき傳染病の流行を來し、商業上に於て僅かに一人の不正直なる者あるが爲に國民全體の信用を

傷つくることあるを見て之を知るべし。

多くの人と共に事を爲すには共同の精神を養ふを以て最も大切とす。みだりに我意を張りて紛争を起し、瑣細なる事にも怒を發して一致を缺き、他人の才能を嫉みて之を排擠するが如き行あるべからず。

衆人共同の勢力は強大なるものなり。惡しく之を用ふるときは世の治安を害し秩序を紊るに至るべし。故に衆人と事を共にするに當りては、先づ其の事の正理なりや否やを考へ、又其の手段の穩當なりや否やを顧み、然る後去就を決すべし。徒らに他人に雷同すべからず。況や世の治安を害し秩序を紊るが如き場合に於てを

や。

世には衆人の利益を目的とする諸種の施設あり。道路・橋梁・堤防・公園又は博物館・圖書館の如き是なり。總べて公共の用に供する物は之を私して自己の便のみを圖り、若しくは之を毀損して衆人の迷惑を顧みざるが如きことあるべからず。

格言 五指ノカハルガハル彈クハ一手ノ搏ツニ如カズ。

第二十四課 修養

我等は常に智能を磨き徳性を養はざるべからず。學校にて學ぶ課業は日常生活に必要なものなれば、勉強

して之を習ふべし。學校にて受くる教訓は世に處し人に交る上に大切なるものなれば、よく之を遵奉すべし。而して智能を磨き徳性を養ふことは學校在學中にて事足るものと思ふべからず。

世界の文明は駸駸として進み、我等の知るべき事項年と共に多きを加ふ。苟も時勢の進歩に後れざらんことを期する者は一生を通じて智能の啓發を怠るべからず。故に學校を卒業し職業に就きたる後にも、或は書を讀み、或は講演を聽き、或は練習によりて益、智能の啓發を圖るべし。而して書を讀み講演を聽かば、よく其の意義を理解し、又之を實地に活用せんことに心掛くべし。

決して言語・文字の記憶のみに止むべからず。鸚鵡能く言へども飛鳥を離れず。之を理解し之を活用することなくば、鸚鵡の善く言ふと何ぞ異ならん。

徳性を養ふは人として最も大切なる事なり。我等は一舉一動が自ら道に合するの境涯に達することを期せざるべからず。かかる境涯は多年の修養を積むにあらざれば達し難きものなり。故に我等は學校を卒業したる後にも、常に自ら反省して私欲に克ち遊惰を避け、小善なりとて之を爲さざることなく、小惡なりとて之を爲すことなく、身を慎み徳を修むべし。又古人の嘉言善行を記誦して己の志を高尙にし、且實踐躬行の工夫を

爲すべし。

世には喜怒哀樂の情に動かされて舉措度を失ふ者あり。これ未だ修養の足らざるが爲なり。古人曰く「人得意の時輒ち言語饒く、逆意の時即ち聲色を動かす、皆養の足らざるを見る」と。又「怒の起るときは一より算へて十に至り、怒の大いに起るときは算へて百に至れ」と。我等は常に能く是等の格言を玩味して修養に努むべきなり。

第二十五課 戊申詔書

明治四十一年十月十三日明治天皇の下し賜へる詔書は世に之を稱して戊申詔書といふ。今謹みて其の大意

を述ぶべし。

今や世界の文明は日に月に進み、世界に國をなすもの、互に相依り相助けて共に文明の幸福と利益とを享けざるはなし。今後益、列國との交際を修め、親睦を厚うし、相共に文明の恩澤に浴せんことを期せざるべからず。かかる世界の大勢に伴ひて、外、列國と共に文明の惠福利澤を享けんとするには、内に於て我が國運を發展せしむることを必要とす。然るに明治三十七八年戦役の後未だ幾ばくも時日を経ざるが故に其の損失を回復するに尙多くの年月を要すべし。而して諸般の政務は益、之を改善擴張せざるべからざるなり。是を以て上下

一致して、忠實に業務に服し、勤勉と儉約とを以て家産を治め、信義を守り、風俗を醇厚にし、浮華を避け、質實を旨とし、相誠めて荒み怠ることなく、自ら強めて息まざるべきなり。これ國運を發展せしむるの道なり。抑國運發展の本は列聖の御遺訓と國史の成跡とに在り。而して列聖の御遺訓は時時に下し賜へる詔勅と躬づから行はせ給ひし御事蹟とに見るべく、國史の成跡は我が國の次第に進歩發展し來れる跡と前人の善行偉勳の事歴とに明かなり。臣民たる者皆よく列聖の御遺訓と國史の成跡の示せる教訓とを恪み守り誠を致して奮勵努力するときは國運は自ら發展すべきなり。

以上の聖旨を述べ給ひし後、更に天皇は内外の形勢此の如き時に當り、臣民の協力に頼りて益明治維新の宏圖を擴張し、益皇祖皇宗の御盛徳を發揚し給はんことを冀ひ給ひ、又我等臣民に對してよく聖旨を奉體せんことを望み給へり。

我等臣民たるもの謹みて此の詔書の御旨趣を奉體し、日夜孜孜として奮勵努力し、以て國運の發展に各自の分を盡すべきなり。

第二十六課 忠良なる臣民

我が大日本帝國は皇祖皇宗の肇め給へる所にして人民ありて後に君主の起りし他の國家と建國の制を異

にす。故に國家と皇位とは相依りて終始し古今永遠に互りて變ることなし。我が帝國は實に萬世一系の天皇の統治し給ふ所たり。これを我が國體の特色とす。御歴代の天皇は身を正しうし道を行ひ民を愛し教を垂れ給ひ、臣民は世世忠孝を勵みて古來の美風をなせり。君民の情誼藹然たること此の如きは他國に比類を見ざるなり。これ亦我が國體の特色なりとす。

我等の祖先は古來此の國體を維持して之を我等に傳へたり。我等は祖先の志を繼ぎて此の國體を擁護し、益其の精華を發揚する責任を有す。此の責任を全うするの道は長くも教育に關する勅語に示し給ふ所なり。

我が國の臣民たる者は勅語の御旨趣を奉體し帝國の國體をわきまへ忠君愛國の道に勵むと共に常に家を重んじ父母に孝行を盡さざるべからず。親類は常に相和し相助くべく、老人は之を敬すべし。其の他言行は至誠を以て之を貫き、勇氣を養ひ、學問に勉め、身體を大切にし、職業を執りて勤勉之に當り、自立自營の精神を養ひ、日日反省に努め、生活は質素を旨とし、他人と共同し、禮儀を失はず、公正を守ると共に寛容同情の念に富み、常に修養に心掛くべし。又戊申詔書は國運發展に關する聖旨を示し給へるものなれば、教育に關する勅語と共に日夜に服膺して怠るべからず。此の如くにして始

めて忠良なる臣民たるを得べきなり。

高等小學修身書卷一 兒童用終

大正二年一月十二日印刷
大正二年一月十四日發行
大正二年一月十五日翻刻發行
大正二年二月十四日翻刻發行

高等小學修身書兒童用

定價金七錢五厘

著作權所有

著作兼
發行者

文
部
省

翻刻發行
兼印刷者

大阪市南區難波菅原町千百八十八番地ノ九

大阪書籍株式會社

代表者 三木佐助

印刷所

大阪市南區難波菅原町千百八十八番地ノ九

大阪書籍株式會社

大正二年一月十六日
文部省檢査濟

發賣所

東京市日本橋區新右衛門町十六番地

株式會社 國定教科書共同販賣所

広島大学図書

2000015441

